

群馬東部水道企業団太田本所建設事業  
設計業務公募型プロポーザル実施要領

令和5年5月

群馬東部水道企業団

## 目次

0. 目次	A - 1
1. 庁舎建設の目的	A - 2
2. 事業概要	A - 3
3. スケジュール	A - 3
4. 参加資格要件等	A - 4
5. 審査	A - 5
6. 資料の配布	A - 5
7. 参加表明書の提出（一次審査）	A - 6
8. 技術提案書の提出（二次審査）	A - 10
9. 設計業務委託契約	A - 12
10. 提出書類の取り扱い	A - 13
11. 留意事項	A - 14

# 群馬東部水道企業団太田本所建設事業 設計業務公募型プロポーザル実施要領

## 1. 庁舎建設の目的

群馬東部水道企業団（以下「企業団」という。）は広域化による施設整備、管理運営及び経営の効率化を目的として、3市5町の水平統合により平成28年に設立された。

当企業団太田本所庁舎は、太田市から設立時に譲渡されたもので、当初建設から50年以上が経過し、経年劣化により主要構造部の耐震強度だけでなく、給排水衛生設備等についても劣化が顕著となっている。また、平成24年に実施した耐震診断にて耐震性能不足判定を受けたにもかかわらず、改修工事が未完了のままとなっている。

このような現状では来庁者、従事する職員の安全性が確保されているとは言えず、災害時における水道施設復旧のための危機管理拠点（対策本部）としての機能を強化するため新庁舎を建設することになった。

本プロポーザルは、別添「群馬東部水道企業団太田本所庁舎建設基本計画（令和4年4月策定）」を踏まえ、企業団太田本所建設・解体設計業務を委託するにあたり、発注者の考え方に的確かつ柔軟に対応でき、高い技術力や豊富な経験等を有する設計者を選定することを目的として実施するものである。

## 2. 事業概要

- (1) 事業名称 群馬東部水道企業団太田本所建設事業
- (2) 発注者 群馬東部水道企業団 企業長 清水 聖義
- (3) 業務内容 群馬東部水道企業団太田本所建設事業 設計業務委託仕様書  
(プロポーザル時)による。
- (4) 募集方法 公募型プロポーザル
- (5) 審査 最優秀者及び次点者(以下「最優秀者等」という。)を選定する。なお審査は、書類審査及びヒアリング審査(技術提案書)で評価を行う。
- (6) 特性 技術提案書は設計者の基本的な考え方や本所庁舎設計に関する技術力等と与えられた条件下における提案を評価し、最優秀者等を選定するために提出を求めるものであり、契約後の設計業務は、必ずしも提案書の内容に沿った設計が行われるものではないものとする。
- (7) 建設事業の日程
  - 1) 設計の最優秀者等の選定 令和5年 5月～令和5年 9月
  - 2) 基本設計 令和5年10月～令和6年 9月(予定)
  - 3) 実施設計 令和6年10月～令和7年 2月(予定)
  - 4) 建設工事 令和7年 6月～令和9年 1月(予定)
  - 5) 解体工事 令和9年 5月～令和9年12月(予定)
- (8) 事務局  
群馬東部水道企業団 庁舎建設室  
〒373-0853  
群馬県太田市浜町11番28号  
電話 : 0276-49-5944  
FAX : 0276-48-1144  
E-mail : [kensetsu@gtsk.or.jp](mailto:kensetsu@gtsk.or.jp)

## 3. スケジュール

- (1) 手続き開始の公告 令和5年5月22日(月)
- (2) 参加表明書(一次審査) 提出期限 令和5年6月27日(火)
- (3) 技術提案書(二次審査) 提出期限 令和5年8月24日(木)
- (4) プレゼンテーション、提案者へのヒアリング 令和5年9月12日(火)を予定
- (5) 結果発表の予定 令和5年9月下旬を予定

※なお、新型コロナウイルス感染症等の動向により、日程を変更する場合があります。

#### 4. 参加資格要件等

公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の資格要件等は、次のとおりとする。

##### (1) 参加資格

参加者は、次の事項に該当していることを参加資格とする。

- 1) 令和5年度群馬東部水道企業団競争入札参加資格者のうち「建築関係建設コンサルタント業務」に登録されており、群馬県内に本店を有する者（個人事業主を含む）であること。ただし、技術提案書提出期限の日までに登録予定である者も含むものとする。
- 2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- 3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 4) 群馬東部水道企業団入札参加資格停止措置要領（平成28年4月1日群馬東部水道企業団制定）に基づく資格停止等の措置を受けていない者であること。
- 5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- 6) 主たる業務である建築（総合）分野を再委託しないこと。
- 7) 業務の一部（構造、電気設備、機械設備）を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタント（協力企業）が令和5年度群馬東部水道企業団入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタントの登録事業者である場合には、当該協力企業が資格停止等の措置を受けている期間中でないこと。また、同資格者名簿の登録事業者でない場合にも、当該協力企業が指名停止等の措置を受ける事象が発生しないこと。
- 8) 7) の協力企業の変更は認めない。

##### (2) 参加不適格者等

選定委員が自ら主宰しまたは役員若しくは顧問として関係する営利法人、その他の営利組合は参加できない。

##### (3) 失格基準

次の各号に該当する場合、その提案に係る参加者は失格とする。

- 1) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合。
- 2) 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合。
- 3) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。
- 4) 本審査が終了するまでの間において審査委員に対して審査の結果に影響を与え得るような接触を行った場合。

## 5. 審査

### (1) 審査者

最優秀者等の選定の審査は、群馬東部水道企業団太田本所建設事業 設計業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）が行う。委員会は別に定める群馬東部水道企業団太田本所建設事業 設計業務公募型プロポーザル選定委員会設置要綱によるものとする。

### (2) 審査方法

- 1) 審査は、一次審査、二次審査の2段階とし、参加者の技術力、経験、創造性、テーマに対する考え方等について、総合的に審査を行う。
- 2) 一次審査は、提出された参加表明書等を審査し、二次審査の参加要請者を3者程度選定する。
- 3) 二次審査は、技術提案書等及びプレゼンテーション、提案者へのヒアリングによる評価を踏まえ、最優秀者等を選定する。
- 4) 一次審査及び二次審査は非公開で行う。

### (3) 最優秀者の決定

群馬東部水道企業団は、委員会で選定された最優秀者を「群馬東部水道企業団太田本所建設事業 設計業務委託」における契約予定者として決定する。

### (4) 審査結果の発表

- 1) 一次審査の結果は、参加者全員に電子メールにて通知する。なお、一次審査で選定された者には、二次審査の日時、場所、留意事項等をあわせて通知する。
- 2) 二次審査の結果は、二次審査の参加者全員に電子メールにて通知する。審査結果は、ホームページに掲載し公表する。

## 6. 資料の配布

### (1) 配布方法

本プロポーザルに係る関係資料等は、令和5年5月22日（月）より群馬東部水道企業団ホームページ（以下「ホームページ」という。）から、ダウンロードし入手する。なお、太田本所及びみどり支所、館林支所の窓口での配布は行わない。

### (2) 関連資料

- 1) 群馬東部水道企業団太田本所庁舎建設基本計画（概要版）
- 2) プロポーザル様式集（参加表明書）
- 3) プロポーザル様式集（技術提案書）
- 4) 群馬東部水道企業団太田本所建設事業 設計業務公募型プロポーザル評価要領
- 5) 群馬東部水道企業団太田本所建設事業 設計業務委託仕様書（プロポーザル時）

## 7. 参加表明書の提出（一次審査）

### (1) 提出書類

1) 参加表明書に添付する技術資料は、様式1～5の書式に基づき作成する。

- |                           |     |     |
|---------------------------|-----|-----|
| A) 参加表明書                  | 様式1 | 1部  |
| B) 提出者（設計事務所等）の実績等        | 様式2 | 2部  |
| C) 配置予定の技術者に関する調書（設計業務）   | 様式3 | 各2部 |
| D) 配置予定の技術者に関する調書（工事監理業務） | 様式4 | 各2部 |
| E) 協力事務所の名称等              | 様式5 | 2部  |

※B)～E)は複写を可とし、表紙をつけずに左上部をクリップ綴じすること。

### (2) 提出方法

- 1) 提出期限 令和5年6月27日（火）17時まで
- 2) 提出場所 事務局
- 3) 提出方法 持込み（身分確認証要）又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）

### (3) 質問の受付及び回答

- 1) 受付期間 令和5年5月30日（火）17時まで
- 2) 質問方法 事務局へ別紙様式10により電子メールを送信する。その際、事務局に電子メールの送受信確認を電話で行うこと。
- 3) 回答 令和5年6月6日（火）にホームページに掲載する。

### (4) 配置技術者の条件

1) 設計業務に関すること

- A) 建築設計業務委託契約書（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第16条の定義による管理技術者は、一級建築士であること。
- B) 管理技術者及び総合主任担当技術者は、提出者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）にあること。
- C) B)に定めるもの以外の配置予定技術者は、提出者の組織もしくは協力事務所と直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）にあること。
- D) 管理技術者及び、管理技術者の下で各分野の業務における担当技術者を総括する役割を担う各主任担当技術者は、それぞれ1名配置すること。
- E) 各分野の業務は次のとおりとする。（主任担当技術者を配置する分野）
  - a) 総合 平成31年国土交通省告示98号別添一第1項第一号及び第二号に示される設計の種類における、総合
  - b) 構造 同上、構造
  - c) 電気設備 同上、設備のうち、電気設備に係るもの
  - d) 機械設備 同上、設備のうち、給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等に係るもの
- F) 管理技術者は、主任担当技術者を兼務していないこと。

- G) 総合主任担当技術者は他の主任担当技術者を兼務していないこと。
  - H) 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていないこと。
- 2) 工事監理業務に関すること
- A) 建築基準法第5条の6第4項に規定する業務及び総括する役割を担う工事監理者は一級建築士であること。
  - B) 工事監理者及び建築監理主任技術者は、提出者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）にあること。
  - C) B) に定めるもの以外の配置予定技術者は、提出者の組織もしくは協力事務所と直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）にあること。
  - D) 工事監理者及び、工事監理者の下で各分野の業務における担当技術者を総括する役割を担う各監理主任技術者は、それぞれ1名配置すること。
  - E) 各分野の業務は次のとおりとする。（監理主任技術者を配置する分野）
    - a) 総合 平成31年度国土交通省告示第98号別添一第2項第一号及び第二号において示される工事監理の種類で、同第1項第二号ロ（1）における（1）総合に定める成果図書に基づき行う工事監理業務
    - b) 構造 同上（2）構造に定める成果図書に基づき行う工事監理業務
    - c) 電気設備 同上（3）設備（i）に定める成果図書に基づき行う工事監理業務
    - d) 機械設備 同上（3）設備（ii）から（iv）までに定める成果図書に基づき行う工事監理業務
  - F) 工事監理者は、監理主任技術者を兼務していないこと。また、1) の管理技術者との兼務をしていないこと。
  - G) 総合監理主任技術者は他の監理主任技術者を兼務していないこと。
  - H) 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていないこと。
- (5) 作成要領
- 1) 用紙の大きさはA4判タテとする。
  - 2) 様式2に設計企業の建築士事務所登録申請書の表紙及び所属建築士名簿のページの写しを添付する。
  - 3) 様式2に記載する設計企業の同種・同規模等の実績の記載に当たっては、参加資格要件に該当する業務実績のうち3件を上限として記載すること。また、受注形態及び施設種別については該当する番号を選択すること。



- 4) 様式2～様式4には、同種・同規模等の実績として記載した業務または工事の内容が当該要件を満たすことを確認できる資料を添付すること。(契約書の写し、平面図等の写し又は配置予定技術者等の従事状況の証明書類等で記載している内容がわかるもの。)
- 5) 様式3の2ページ目の設計受賞実績について、管理技術者及び総合主任担当技術者の建築関係業務に係る受賞実績を記載し、賞状の写し等を添付する。
- 6) 様式3～様式4には、配置予定技術者の保有する資格の資格者証等の写しを添付すること。
- 7) 様式3～様式4には、配置予定技術者の次の事項について記載する。
  - A) 担当業務  
該当する番号を選択し、担当ごとに調書を作成する。
  - B) ふりがな、氏名  
配置予定技術者のふりがな及び氏名を記載する。
  - C) 生年月日、年齢  
配置予定技術者の生年月日(西暦)及び年齢(書類提出時現在)を記載する。
  - D) 実務経験年数  
配置予定技術者の業務の経験年数を記載する。
  - E) 資格名称、登録番号  
配置予定技術者の保有する資格の名称及び登録番号等を記載する。
  - F) 業務実績  
平成20年4月から参加表明書の提出期限の日までに契約履行が完了(施設の建築工事の完成及び引渡し)が完了したものであって、新築又は増築の基本設計及び実施設計に携わったものに限る。)した業務実績のうち、同種・同規模等の業務実績を優先し、3件を上限として記載すること。その際、構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のものを1件以上含めること。業務実績が3件に満たない場合は残りを空欄としてもよい。
  - G) 発注者、及び業務名  
当該業務の発注者、業務委託名称を記載する。
  - H) 施設名、及び所在地  
当該業務の施設名称、その施設所在地を記載する。
  - I) 設計期間、及び工事期間  
当該業務の設計期間、設計完了後の施設の工事履行期間を記載する。
  - J) 受注形態  
受注形態について、1～2の中から選択する。
  - K) 立場/役割  
当該業務に関わった立場について、1～3の中から選択する。

L) 施設用途

当該施設の完成時の用途について記載する。

M) 構造・階数、建築面積・延床面積

当該施設の完成時について、それぞれ記載する。

N) 施設種別

欄内1～4の該当する番号を選択する。F) 業務実績における同種・同規模等の業務実績について、次のa)～d)のとおりを設定する。

a) 同種・同規模施設

平成31年国土交通省告示98号別添二において示される建築物の類型における第4号第2類のうち、銀行・本社ビル・庁舎に類するもの、第12号第2類のうち警察署・消防署に類する建築物で、延べ面積が1棟で3,000㎡以上、階数が地上2階以上を有するもの

b) 同種施設

同上第4号第2類のうち、銀行・本社ビル・庁舎に類するもの、第12号第2類のうち、警察署・消防署に類する建築物で、延べ面積が1棟で1,500㎡を超え、階数が地上2階以上を有するもの

c) 類似施設

同上「第4号」第1類(事務所)に掲げる建築物で、延べ面積が1棟で1,500㎡を超え、階数が地上2階以上を有するもの

d) その他

上記以外のもの

8) 証明者は、提出者(現在の所属組織)で構わない。

9) 書類提出後、原則として記載されている内容の変更は認めない。但し、配置予定技術者が病休、死亡、退職等のやむを得ない理由で業務の継続が不可能であり、代わりに同等以上の能力を有する技術者を配置できると発注者に認められた時、配置予定技術者の変更ができる場合がある。

(6) 審査結果の通知

提出された参加表明書及び参加資格書類について一次審査を行い、審査結果を令和5年7月6日(木)までに電子メールにて通知する。一次審査で選定された者には、技術提案書の提出(二次審査)を要請する。また、二次審査の日時、場所、留意事項等をあわせて通知する。

## 8. 技術提案書の提出（二次審査）

### （1）提出書類

1) 技術提案書に添付する技術資料は、様式6～9の書式に基づき作成する。

- |                   |     |      |
|-------------------|-----|------|
| A) 技術提案書提出届       | 様式6 | 1部   |
| B) 業務実施方針         | 様式7 | 10部  |
| C) 技術提案書（A3、3枚以内） | 様式8 | 各10部 |
| D) 事業費概算書         | 様式9 | 10部  |

※B)～D)はカラー印刷とし表紙をつけずに左上部をホチキス綴じすること。

### （2）提出方法

- 1) 提出期限 令和5年8月24日（木）17時まで
- 2) 提出場所 事務局
- 3) 提出方法 持込み（身分確認証要）又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）

### （3）質問の受付及び回答

- 1) 受付期間 令和5年7月13日（木）17時まで（必着）
- 2) 質問方法 事務局へ別紙様式10により電子メールを送信する。その際、事務局に電子メールの送受信確認を電話で行うこと。
- 3) 回答 令和5年7月20日（木）にホームページに掲載する。

### （4）技術提案書に求める内容

- 1) 業務の実施方針、取組体制、工程計画及び業務推進にあたっての配慮すべき事項、特に重視する設計上の配慮事項等について記載すること。
- 2) 技術提案書は、原則として以下の内容及び留意点について、基本的な考え方を簡潔に記載すること。なお、文章を補完するための最小限のイラスト、イメージ図、写真等は使用して構わないが、具体的な設計を必要とする設計図・模型（模型写真を含む）・パース等は使用してはならない。また、提案者を特定することが可能となる記述は避けること。
- 3) 新本所の整備方針は、群馬東部水道企業団太田本所庁舎建設基本計画による。
  - A) 利用しやすく親しみやすい快適な庁舎
    - a) 誰もが利用しやすいレイアウトと設備の採用
    - b) 職員が働きやすい環境を整備
    - c) 住民に親しまれるデザインと施設の採用
  - B) 住民の生活を守る安全・安心な庁舎
    - a) 高い耐震性能の確保と防災拠点機能の充実
    - b) 庁舎内のセキュリティの向上
  - C) 長期間にわたって使用できる効率的で経済的な庁舎
    - a) 長期間の使用を想定したデザインや設備の採用
    - b) 効率的な行政執務機能の確保
  - D) 地球環境に優しくエコな庁舎

(5) 作成要領

- 1) 様式8はA3判3枚までにまとめること。用紙内のレイアウトに決まりはない。
- 2) 提案は、文章での表現を原則として、基本的な考え方を簡潔に記述すること。文字の大きさは10.5ポイント(図中の文字は8.5ポイント)以上とすること。
- 3) 文章を補完するために、最小限のイラスト、イメージ図、写真等を使用できるものとするが、表現の出来栄については評価の対象としない。
- 4) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とすること。
- 5) 要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
- 6) プロポーザルにおける表現の許容範囲については、大臣官房官庁営繕部平成30年4月2日付け事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」による。視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、当該評価項目に係る評価点から、その1/2を減点する。
- 7) 提案に当たっては、本作成要領のほか別添「群馬東部水道企業団太田本所庁舎建設基本計画」に留意して作成のこと。

(6) 現地視察

技術提案書を提出する予定の者は、現地視察をすることができる。現地視察は評価には影響されない。

- 1) 現太田本所 令和5年7月10日(月)から令和5年7月13日(木)まで  
視察希望者は令和5年7月7日(金)16時までに事務局に連絡を入れて予約をすること。なお、既存庁舎の図面等については、建物内でのみ閲覧を可能とする。視察は3名以内とし、風邪等症状のある者の参加は控えること。また、開庁日であることから、他の職員や来庁者の迷惑となる行動は慎むこと。
- 2) 建設予定地 建設予定地での案内は行わない。

(7) プレゼンテーション、提案者へのヒアリングによる評価

- 1) 日時 令和5年9月12日(火) 予定  
詳細な日時については、後日電子メールにて各担当者に連絡する。
- 2) 会場 群馬東部水道企業団 太田本所内の会議室を予定。
- 3) 進行(詳細は改めて連絡するとともに、予定を変更する場合がある。)
  - A) プレゼンテーション 1者につき15分以内を予定
  - B) ヒアリング 1者につき15分程度を予定
- 4) 注意事項
  - A) 説明者は3名以内とし、管理技術者は必ず出席すること。
  - B) 提案書の説明に使用する資料は、技術提案書の様式のみとし、模型や写真などの持参、使用は不可とする。
  - C) 会場備品について、大型モニター及びホワイトボードの貸し出しを認める。

- D) 大型モニターへの接続はHDMIとし、PC及びケーブル類は持参とする。
- E) ホワイトボードへの書き込みは事務局のペンを使用してよい。プレゼンテーション用の技術提案書はA1サイズまで拡大して持参してもよい。

(8) 審査結果の通知

技術提案書等及びプレゼンテーション、提案者へのヒアリングによる評価を踏まえ、委員会にて最優秀者等を選定し、二次審査の参加者に通知する。審査結果は、令和5年9月下旬ごろ、ホームページに掲載し公表する。

9. 設計業務委託契約

(1) 契約の交渉

最優秀者として選定された者は、随意契約するための第一交渉権を有する。なお、最優秀者との契約が成立しない場合は、次点者と交渉を行う。

(2) 設計業務概要

- 1) 履行名称 群馬東部水道企業団太田本所建設事業 設計業務委託
- 2) 履行場所 群馬県太田市下浜田町1088番2 地内
- 3) 履行期間 契約日の翌日から令和7年2月28日まで
- 4) 業務内容 群馬東部水道企業団太田本所建設事業 設計業務委託仕様書(プロポーザル時)による。(標準業務、追加業務、官公署等への手続き、その他発注者が必要と認める業務。)
- 5) 契約書作成 必要とする。

(3) 契約の条件

最優秀者を業務に係る随意契約の優先交渉権者とし、様式9概算事業費をもとに見積書聴取等の契約交渉を行う。この際、群馬東部水道企業団太田本所庁舎建設基本計画に記載の基本・実施設計費用(100,000,000円・税込)を上限とする。また、契約締結時までに本プロポーザルの参加資格要件等に該当しなくなった場合は契約しないこととし、この場合、企業団は一切の損害賠償の責を負わないこととする。

(4) 業務内容の再確認

設計業務委託の契約交渉時、発注者とともに業務内容の再確認を行うこと。群馬東部水道企業団太田本所建設事業 設計業務委託仕様書(プロポーザル時)は本プロポーザルを公告した時点での内容であるため、設計業務委託の契約交渉時には軽微な変更が生じる可能性がある。

(5) 工事受注資格

設計業務の受託者(協力事務所を含む。)と資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者は、設計業務に係る全ての工事の入札に参加し又は工事(下請工事を含む。)を請負うことはできない。

(6) 工事監理業務

太田本所建設工事の工事監理業務については、設計業務委託契約をする者と随意契約で別に発注する予定である。この際、群馬東部水道企業団太田本所庁舎建設基本計画に記載の工事監理費（40,000,000円・税込）を参考とした上で、見積書聴取等の契約交渉を行う。ただし、提出された様式9概算事業費や見積書等の金額で契約することを担保するものではない。

(7) 技術提案の履行

受注者は技術提案書及び契約書に基づき、誠実に責任をもって履行すること。ただし、技術提案書のうち、明らかに業務に不利益と認める場合は除くものとする。また、受注者は自らの責めにより、技術提案書の提案事項が達成又は履行できなくなった場合、企業団に対して違約金を納めるものとする。

10. 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提出された技術提案書の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの参加者に帰属するものとする。なお、技術提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者に承諾を得ておくこと。なお、第三者の著作物の使用の責は、使用した参加者にすべて帰するものとする。

(2) 提出書類の使用

企業団は、設計プロポーザルに関する事項の公表、展示、その他企業団が必要と認めるときに、技術提案書が無償で使用することができるものとする。この場合、参加者名を明示する。また、技術提案書に含まれる第三者の著作物の公表、展示等に関しては、使用した参加者が当該第三者に承諾を得ておくこと。

(3) その他

提出書類は、(2)の場合を除き、提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。

## 1.1. 留意事項

### (1) 経費の負担

参加表明書等の作成費、旅費、その他本プロポーザルの参加に関して要した一切の経費は、参加者の負担とする。

### (2) 参加の辞退

参加表明書等の提出後に本プロポーザルの参加を辞退する場合は、令和5年8月24日(木)までに事務局へ辞退届出書(様式11)を提出すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の業務発注等に不利益な取扱いを受けることはない。

### (3) その他

1) 提出書類は、設計の最優秀者等の選定作業に必要な範囲において、複製し使用することがある。

2) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1者につき1件とする。

3) 設計プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)の規定による計量単位に限る。

4) プロポーザル方式の中止等について

提案書の提出者が1者以下となった場合、新型コロナウイルス感染症の拡大、緊急等のやむを得ない理由により、プロポーザルを実施することが困難と認められる場合には、スケジュール等の変更及び停止・中止、又は取り消すことがある。なお、これらの場合においても、プロポーザルに要した費用を企業団に請求することはできない。